

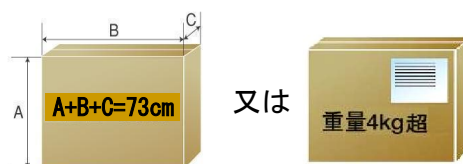
■ 特定信書便事業者とは

日本郵便株式会社以外の者が他人の信書の送達を業とすることは、郵便法により禁止されていますが、総務大臣の許可を受け、次の3つのいずれかに該当する信書便物（信書と同封される信書以外の物を含む。）の送達サービスを提供することが可能な事業者の事です。

【1号役務】

長さ・幅・厚さの合計が73cmを超え、又は重量が4kgを超える信書便物を送達するもの

（例）市役所本庁・支所間の巡回集配サービス



【2号役務】

信書便物が差し出された時から、3時間以内に当該信書便物を送達するもの

（例）バイクや自転車での急送サービス



【3号役務】

その料金の額が800円を超える信書便物を送達するもの

（例）遠隔地への急送サービス、電報類似の配達サービス



800円を超える料金

■ 信越管内（新潟県、長野県）の参入事業者

信越管内の特定信書便事業者は15者（全国は584者）（令和3年11月26日現在）

新潟県(6者)	長野県(9者)
新潟運輸株式会社	上伊那貨物自動車株式会社
株式会社ミトク	株式会社宮坂組
株式会社第一製品流通	赤帽長野県軽自動車運送協同組合
新潟総合警備保障株式会社	甲信越福山通運株式会社
赤帽新潟県軽自動車運送協同組合	信越定期自動車株式会社
新潟鉄道荷物株式会社	有限会社円葉物流
—	社会福祉法人夢工房福祉会
—	有限会社中部車輛運輸
—	赤帽エスエルイー